

# 奈良県地域福祉支援計画の概要図

## 【計画の目標】

### 【地域福祉推進の視点】

- 「みんなで支えみんなへつなぐ、新たな地域の絆づくり」
- ① 全ての人々を社会の構成員として包み支え合う、ソーシャル・インクルージョンの視点
  - ② 個人では対応しきれない福祉課題を、地域社会の問題として捉え、その発生を予防したり、対処していくという視点

## 【計画期間】

### 【他計画との関係】

### 【行政の役割】

- 平成25年度～平成27年度(3ヶ年)
- 県の他の関連計画(高齢者福祉計画、障害者計画、子ども・子育て応援プラン等)であり触れられてないが、県として積極的に取り組む内容を整理して策定
- 県： 広域的・専門的課題への対応(人材養成・サービス基盤整備等)
- 市町村： 地域福祉サービスの主体(地域福祉計画策定・地域福祉振興等)

## 現 状

### 地域福祉を取り巻く社会状況

- ・人口構造の変化
- ・高齢者を取り巻く状況
- ・障害者を取り巻く状況
- ・子どもを取り巻く状況

### 法律や制度等の変化

- ・高齢者→介護保険制度の改正
- ・障害者→障害者自立支援法の改正、障害者虐待防止法の制定
- ・児童→児童福祉法及び児童虐待防止法の改正

### 地域福祉の現状

- ・地域福祉計画の策定状況
- ・民生児童委員の活動状況
- ・権利擁護の状況
- ・災害時要援護者避難支援計画の策定状況

### 県民意識の状況

- ・地域の人々との付き合いの程度
- ・住民相互の支え合い活動の状況と必要性
- ・住民相互の支え合い活動を活発にするために必要なこと

## 課 題

### 1. 社会の変化

- ・少子高齢化の進行
- ・都市部での連帯感の希薄化と山間部での限界集落化への懸念

### 2. 地域の福祉課題

- 支え合いの体制づくり
  - ① こぼれ落ちる問題
    - ・個別に発展してきた福祉サービスの対象外となってしまうケースへの対応
  - ② つながりの希薄化
    - ・地域において人間関係だけでなく、行政と地域、社協や事業者、NPO団体など関係機関の連携不足
  - ③ 切実さを増す新たな課題
    - ・ゴミ屋敷や孤立死といった、近年になって社会問題となっている、新たな課題への対応
- 福祉サービスの担い手確保
  - ・福祉ボランティア活動の促進
  - ・地域福祉を推進する人材の育成
- 安心して暮らしやすいサービス基盤
  - ・サービス利用者の人権が尊重され、公正なサービス選択の確保

## 地域の福祉課題解決に向けて

### 3つのステップ

#### 1 地域を知る

(ニーズ調査)

#### 2 地域で考える

(協議の場づくり)

#### 3 課題解決する

(体制づくり)

この3つのステップの実現により、新たな地域の絆＝地域福祉の基盤づくりを行う

## 支援施策の体系

### 新たな地域の絆づくりに向けた県の支援体系

#### ①「支え合い」の体制づくり

- 市町村等が行う取り組みへの支援
  - ・市町村の地域福祉計画策定支援
  - ・地域福祉推進モデル事業の実施
  - ・災害時要援護者避難支援計画の策定促進
- 地域共生の仕組みづくり
  - ・小地域福祉活動の推進
  - ・民生児童委員活動の推進
- 地域活動の活性化
  - ・見守りをはじめとする制度外サービスの充実

#### ②地域福祉の担い手づくり

- 福祉教育と地域福祉の中心となる人材の育成
  - ・市町村職員、市町村社協職員等の資質向上
  - ・コミュニティソーシャルワーカー(CSW)の育成
- 地域の支え合いを進める人づくり
  - ・地域福祉サポーター養成支援

#### ③安心してできるサービス基盤の整備

- 地域の人々を支える相談支援活動の充実・強化
  - ・権利擁護の推進
  - ・地域をつなぐ相談支援と総合相談体制の検討
- サービスの質の向上
  - ・福祉サービス第三者評価の受審促進
  - ・事業者段階での苦情処理システムの充実

## 市町村地域福祉計画策定にあたって

### ガイドライン

- 計画を策定するために
  - ・計画に盛り込む事項
  - ・体制と方法及び手順
  - ・計画期間及び公表等
  - ・他の計画との関係
  - ・その他
- 住民等の主体的参加を実現するために
  - ・はじめに
  - ・住民参加の仕組み
  - ・単位
  - ・留意点と具体的手法
  - ・会議等にあたって
  - ・参加主体の役割
  - ・キーパーソンの役割
  - ・意思決定の方法
  - ・施策実施面での配慮
  - ・実施状況評価への参加
  - ・条件整備

### 参考資料

計画の策定にあたり、参考となる資料及び策定の経過について掲載

### ※進行管理について

毎年度ごとの進行管理はPDCAサイクルにより実施。